

最高裁秘書第112号

平成30年1月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月18日付け（同月20日受付，最高裁秘書第5093号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
家事調停に立ち会った家裁調査官に関する苦情の申告先が分かる文書
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は，作成又は取得していない。